

## 岡本の国会での質問

171-衆-予算委員会第四分科会-2号 平成21年02月20日

○田野瀬主査 これにて山井和則君の質疑は終了いたしました。  
次に、岡本充功君。

○岡本(充)分科員 民主党の岡本でございます。

きょうは、塩谷文部科学大臣に、文部科学行政にかかわる、特に医学教育にかかわる部分について質問をしていきたいと思っておりますが、まず冒頭、きょうの、けさの毎日新聞の朝刊の記事に、麻生総理の政務の秘書官、当時は政策秘書だった人物が、医学部への入学について依頼を受け、文書を出していたということが報道されています。

この秘書官の説明によると、今は総理の政務秘書官であるようですが、「東京都北区に開業し文京区に住む歯科医は、浪人中の息子が都内の私立大医学部への進学を希望していることを相談。」その人物が「その件を手書きの文書にし、元文部審議官に郵送した。」結果はどうだったかという、この文書は、平成二十年七月二日付の手書きの文書がやはりこの新聞に写真つきで載っておりまして、これはすべて手書きで書かれているようでありますけれども、この文書を送り、その中には、「お世話になります。さて、過日来よりお願いいたしております〇〇大医学部進学希望者〇〇君の件につき、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。」ということと、「追記、身上書等同封いたしました。」というふうになっていると聞いております。

こういった事実が本当にあったのか、結果として、この依頼をされた、浪人をしていた学生さんは合格をされたそうでもありますけれども、ここと現職の総理秘書官とのかかわりがあったのかなかったのかは、大学の入試の根幹にもかかわる問題ですから、文部科学省としても、そういった事態があったのかなかったのかは確認をする必要があるのではないかと思います。それについて、大臣、調査をしていただけるかどうか、御答弁をいただきたいと思っております。

○塩谷国務大臣 その報道につきましては、私ども、けさ知って、その内容、事実関係は、多分これは官房長官等の関係の発言だと思っておりますが、事実はあって、ただし進学指導だということだと聞いております。

我が文部科学省としても、今後、そういった報道あるいは事実確認をしっかりと、どういうふうな調査ができるかどうか、検討して対応してまいりたいと思っております。

○岡本(充)分科員 この私立大学に一回お聞きされたいかがですか。

○塩谷国務大臣 それも含めて、今後、状況を把握する中で検討してまいりたいと思っております。

○岡本(充)分科員 いや、検討して、やらないということではやはりいけなくて、これは総理の名誉にもかかわることですから、そういう意味では、やはり内閣の一員である大臣としても、そこはきちっと、汚名をかぶせられたまま総理を続けられるというのは、私は大臣の本意とも違うんじゃないかと思っておりますから、ぜひそこは、そうじゃなかったと、文科省としても大学の方にヒアリングをしてみたけれども、そんな事実はなかったし、そういったアプローチは一切なかったということでありましたというふうにはっきり言われたらいいじゃないですか、調べられて。

○塩谷国務大臣 もう、この報道があってから、委員会が始まっていますので、とにかく、その事実を受けて、一度私どもで何ができるかということを検討して対応していきたいと思っております。

○岡本(充)分科員 非常に後ろ向きな発言であることが大変残念でなりません。

私は、この分科会が終わりまして、恐らく主査として御報告をされると思いますけれども、その際にはぜひ、この議論があって、予算委員会でもぜひこの件について説明をするべく、この総理の秘書官である人物、またその文書を受け取ったとされる元審議官、今は別職にあるようでありませうけれども、この方をぜひ呼んで予算委員会で調べるべきだ、こういう意見があったということを必ず御報告いただきたいわけでありませうが、いかがでしょうか。

○田野瀬主査 理事会で検討させていただきます。

岡本君。

○岡本(充)分科員 ぜひこれは明らかにしていただかなければならないことだと思っておりますので、お願いをしたいと思います。

さて、それでは質問のまず一つ目の話に行きたいと思ひますが、かねてより私が質問をしております、大学病院におけるいわゆる静脈注射の実施状況ということで、大学病院で、さまざま、若手の医師を中心に、雑務、雑用をさせられているのではないかと、本来医師がやらなくてもいい仕事をやらされているのではないかとという話の中で、非常に重要な医療行為の一つではありますけれども、しかしながら看護師が実施することを認められている静脈注射もしくはさまざまな形での点滴等の処置、こういったものについて、どのような実施状況かというのをかねてより伺ってまいりました。

経年の経過はもうしゃべるのは、時間の関係で言ひませうけれども、いまだに原則医師が実施をしているという大学がかなり、まだ半数近くある。もっと言えば、留置針に限って言えば六割を超える状況がまだ続いていて、一向に、本来医師がしなくてもいい業務を、その分担を公正に配分するということが行われていないという状況が続いております。

この改善をどのようにしていくのか、これはもう既に平成十八年の三月から取り上げておりますから、かなりの時間がたっているわけでありませうが、今後どのように実施をしていかれるのか、これまでの反省を含めて御答弁をいただきたいと思ひます。

○徳永政府参考人 静脈注射に関する医師と看護師の役割分担につきましては、私どもの方で昨年十月に調査をいたしました。

実態としてまだ改善が進んでいないというところは先生御指摘のとおりでございませう、なお一層の取り組みが必要と認識をしております。

取り組みが進まない理由としましては、それぞれの病院における看護業務マニュアルの見直し、あるいは看護師が静脈注射を行うための必要な研修の実施、そういった環境整備が必要であるということ、あるいはまた、患者に対する影響が大きい薬剤や小児科などの診療科では医師が行う場合があるということが背景でございませう。

私どもとすれば、既に昨年六月三十日付で各大学に通知を出しまして、医師、看護師等の医療関係職種間で役割分担を推進しているわけでございます。先ほど言ひましたような原因、背景を踏まえまして、二十一年度予算案におきましては、国立大学病院における研修体制の充実を図るための若手医師の処遇改善、あるいは医師等の過重労働改善のためのコメディカルスタッフの充実、あるいはまた国公立大学病院における医師の業務負担を軽減するための看護師の技術向上、こういう看護師キャリアシステム構築プラン二億円、こういった予算を計上しているところでございませう。

○岡本(充)分科員 昨年も聞いたわけですが、そろそろ目標を示しましょうよ。もう三年もたつて、研修プログラムができないからとか業務の見直しを進める時間が必要だからと云つて、これは大臣、三年たつているんですね。そろそろ目標をお示しいただけてもいいんじゃないかと思ひます。

今、医師不足が言われている中、後ほどお話をさせていただきますが、臨床研修プログラムにつ

いても見直しをされるという方向も出てくるかもしれません。そういった中、大学病院が引き続き若手医師に雑務、雑用をお願いしていくというような状況の中、そこに若手医師を戻すのでは医師不足対策にならないという面もあるわけですね。そういう意味では、大学病院のこういった状況の改善が急務でありますし、ぜひ明確な目標を、大臣、お話しいただきませんか。大臣をお願いします。

○塩谷国務大臣 確かに、前々から指摘をされてきたということで、なかなか改善がされていないということでございますので、これは今実態を、こういう実施状況を踏まえて、具体的な目標を決めて、改めて私が実行するように指示したいと思います。

○岡本(充)分科員 ぜひその目標は早目にお決めにいただきたいと思います。臨床研修制度の見直しとあわさる話でありますから、ぜひお願いします。

それともう一つ、雇用関係の話です。これも、今国会で雇用の問題が取り上げられておりますけれども、今現実には、いわゆる労災等の加入がなされておらず医療行為を行っている大学院生、どのくらいみえるんですか。二十年十月現在でいいです。

○徳永政府参考人 二十年十月現在で、私ども、すべての国公立大学につきまして調査を行いました。その調査結果によりますと、診療に従事する国公立大学院生のうち、雇用関係を締結している者の割合が五五・一%でございます。結果、その逆数の約四五%の大学院生が雇用関係を結んでいないという状況でございます。

○岡本(充)分科員 大臣、これも大問題で、毎年やっているんですけども、要するに、医療行為というのは危険が伴うわけですね。針刺し事故を起こして感染症に感染をするリスクをしょいながら、あなたは労災には入っていない。これは、労災に入っていないというのはそもそも、厚生労働省、きょうはお越しいただいておりますけれども、そういう意味では、渡辺副大臣、労働行政としてはこれは大問題なんですね、労災に入っていないのに医療行為をさせている。

私は、前回、労働者性も含め調査したらどうかということを提案しました。さすがに、これは一年たってもこの状況で、全部で雇用関係のない大学院生が三千七百五十七人もいますよ。三千七百五十七人が診療に従事しているのに、雇用関係なく診療に従事させられている。これは実態を調査されてみてはいかがですか、厚生労働省として。

○渡辺副大臣 厚生労働省としても、調査というか、検討をさせていただきたいと思います。(岡本(充)分科員「検討じゃなく調査を。去年言っているんですから。調査をしていただきたい」と呼ぶ) ちょっと、その件知らない、その件をちょっと存じないので……

○渡辺副大臣 今、その件についてちょっと詳細を存じておりませんので、ここで即答はできませんけれども、当然ながら、医療行為に従事している場合に労災の事故が起こるということは大変なことですので、十分検討して、もう一度詳細を調べてみて検討していきたいと思っております。

○岡本(充)分科員 私は、これはもう繰り返しお話ししているんですね。

それで、こういったいわゆる労働者性を問う話にもなるんですが、実際に医療行為をしているのは事実でありますし、危険を伴っている実態を勘案しながら、それは調べてもらわぬと、これは遅々として進んでいないんです。昨年が五千百三十七人、ことしが三千七百五十七人、千四百人ばかり減ったということかもしれませんが、指摘当初から、これは平成十八年三月なんですけれども、遅々として進んでいないわけです。

これはやはりもうそろそろ厚生労働省も重い腰を上げて、調べるぞということを言うだけでも現場はずっと改善するかもしれない。ここで副大臣が、調べる、調べたいと思っておりますと言っただけでも

改善するかもしれない話なんです。そういう意味では、ぜひ一言ここで御答弁いただきたいと思  
います。

○渡辺副大臣 その件、文科省とよく連携しながら検討を進めたいと思いますけれども、雇用関係  
がきちんとなっているのであれば、労働基準監督署等と我々も一緒になって検討を進めるという  
ことになると思いますけれども。

○岡本(充)分科員 雇用関係がないんですから、労働基準監督署、もうぜひ活躍していただき  
たいと思うわけですが。

それで、臨床研修制度の話に戻りたいと思います。

臨床研修制度の、いわゆる「臨床研修制度等に関する意見のとりまとめ」という形で、二月十八  
日に出た資料を拝見しました。幾つかの点でなるほどなところもありますが、しかしながら、気  
になる点があります。

一つが、これまで二年を原則としてローテートを行ってきた医学教育のあり方、これが、内科と救  
急と地域医療、これに必修項目を限って、外科、小児科、産婦人科等をいわゆる必修から外すと  
いう話になってきている。その中は選択制だと言われるかもしれないけれども、しかしながら、幅広  
い知識とさまざまな経験を有する医師を育てるという当初の理念からは後退をしてしまった感  
は否めないと思います。それぞれの判断ですからと言いますが、それは、残念ながら、場合  
によっては短縮をされる医師が出てくるのではないかという懸念も生むわけでありませ  
けれども、今回のこの「臨床研修制度等に関する意見のとりまとめ」を受けて、これは一年でもいいというよ  
うな話を厚生労働省は出すつもりがあるんですか。

○中尾政府参考人 お答えいたします。

御指摘の診療科目の見直しにつきましては、現行の臨床研修制度が、多くの診療科をローテ  
ートするという仕組みになっていることにつきまして、一定の評価もあるわけですが、  
それぞれ研修医の方々、将来どういう診療科目を目指していくか、いろいろな方がおられ  
ます。そういったいろいろな方がおられる中で、一律に決まった診療科を課すということ  
につきましては、研修医のモチベーションの低下につながるのではないかと、こ  
ういう御意見もございます。

そこで、今回の見直しの方法の中では、内科と救急につきまして、一年目にこれをそれぞれ六  
カ月、三カ月以上やっていく、それから、それ以外の……(岡本(充)分科員「内容はいい  
です、見直すのかどうか、厚生労働省は」と呼ぶ)

それで、臨床研修自体は二年間やるということにつきましては、これは医師法上決ま  
っておりますので、その二年間という枠そのものを今回見直すということではござ  
いませんで、その中での診療科の選択について弾力化を図ろうというものでござ  
います。

○岡本(充)分科員 昔からいろいろな診療科に行きたい人はいたわけですし、最近にな  
って出てきた話ではない。それから、昔からスーパーローテートがいいのかストレート  
研修がいいのかという議論があつて、それを乗り越えて厚生労働省は臨床研修方式  
を導入されたという、当初の理念を、もう本当に、わずか数年とは言いません  
けれども、短い期間で見直すというのは余りにも拙速ではないかというふう  
に思っています。これからそういうスーパーローテートを経て出てきた医師がど  
れだけの活躍をするかをぜひ見てから考えても遅くはないのではないかと。要  
するに、成果を見ない前にもうやめたという話になるのはおかしいんじゃない  
ですかということ。

あともう一つは、外科も小児科もそれから産科も、そういう意味では、地域診療  
をする上で、夜間救急上やはり必要な診療科ではないかと私は思っています。  
夜に当直をしていて、一人で当直していたら、そういう患者さんが来るわけ  
ですから、そういう人たちの診察、ある意味基礎的な部分ができない。例  
えば産科の、妊娠中の女性に出してはいけない薬の基礎的な把握ができて  
いない。そういう救急病院に行きたいと思うかということ、行きたいと思  
われないと私は思うんですね。したがっ

て、スーパーローテート方式をとっていくことの意義をこれまで重しと厚生労働省は思っていたわけですから、これを拙速に見直すことについての私は異議を申し立てているわけです。

それからもう一つは、大学病院の現状についての話です。

先ほどもお話ししましたがけれども、この中で、「大学病院の若手医師が実質的に不足する状況となった。このため、大学病院が担ってきた地域の医療機関への医師の派遣機能が低下し、地域における医師不足問題が顕在化・加速するきっかけとなった。」という文言があります。私は、これについても違和感がありまして、先ほどもお話をしましたがけれども、大学病院が、本来医師でなくてもできる機能をきちっとそれぞれの職能、職域に応じて分担していれば、今の医師の数でも今の不足がかなり改善できるのではないかという思いを持っているわけなんです。

そういう意味で、この「募集定員や受入病院のあり方の見直し」の中で、「大学病院等の地域への医師派遣実績等も勘案した上で、当該都道府県の募集定員の上限と必要な調整を行って設定する。」つまり、大学病院にぜひ配慮をして定員を配分しましょう、こういうような考え方が示されているわけですが、大学病院の改革をきちっとやってもらってからでないと、結論として、先ほどお話をした、雑務、雑用に使う人件費の安い人物がいないから、研修医よ、戻ってこいという話になるのではいけないし、若い医師は医局の指示になかなか背けませんから、自由意思ですというけれども、これは自由意思とはかけ離れた、やはりそこに縛りがあるのも皆さん御承知のとおりですから、そこをきちっと、正しく集め、大学病院の改革ができてからこの話を進めるということをはっきりお話しさせていただきたいと思うわけです。

○徳永政府参考人 今回の卒後臨床研修の見直しにおきましても、先ほど厚生労働省の方から御答弁ありましたように、二年間の研修ということが変わっているわけではございません。研修二年目におきまして、一カ月の地域医療の研修とともに専門の診療科の研修を行うということでございますが、医師としての人格の涵養あるいは基本的な診療能力の習得という、現行の臨床研修制度の基本理念と到達目標が維持されているわけでございます。

したがって、私どもとしても、大学病院等で専門的研修を行う場合であっても、あくまでも臨床研修制度の趣旨にのっとり研修を行うものであり、御指摘のように、言葉は悪いわけですが、いわば雑務をさせるというようなことがあってはならないものと考えております。

私どもとしては、こうした趣旨を踏まえまして、各大学が魅力ある研修プログラムを提供するよう強く求めていきたいと思っております。

○岡本(充)分科員 この検討会の座長の高久先生は、医師不足対策として効果が出るかどうか今のところはわからないとコメントされたり、聖路加病院の院長の福井先生も、「大学病院に集まる研修医が減ったのは、大学が魅力ある研修プログラムを提供していないということではないか。」というふうに言われたりしている。

その一方で、同じ委員でもある岩手医科大学の学長の小川先生は、「大学に多くの若手医師が集まり、二年目以降は専門科研修に専念できるようになれば、現場のマンパワーとして活用できる」、こう言っているわけですね。この「活用」が非常に気になるんですけども、岩手医科大学は、注射とか雇用関係とか、きちっとなっているんですか。

○徳永政府参考人 ちょっと今、具体的な大学の状況については確認をしております。また後ほど御答弁申します。

○岡本(充)分科員 では、その間に、次の話に行きたいと思えます。

私立大学のいわゆる資産運用の件についてちょっとお尋ねしたいと思えます。

昨年来、報道等でも出ていますように、各私立大学で資産運用に大きな損失を出している。厳しい経済状況ですからなかなか資産運用がうまくいかなかったという話なんでしょうけれども、報道では、駒沢大学の事例、それから南山学園の事例、愛知大学の事例等が出ておるわけですがけれど

も、各大学に多くの損失が発生することになると、場合によっては学業の継続が難しいというような状況になっては困るわけであります。私、昨年国会で、質問主意書でこの点質問をさせていただきましたが、当時はまだ年度途中だからわからないという趣旨の答弁でありました。

これは、来年になって、急遽学生の学業継続のために国が支援をしなきゃいけないというような話になっては大変、一大事でありますから、今どのくらいいわゆる損失を抱えているのか、百億円を超えるような損失を抱えている学校法人もあるという話でありますから、早急に調査をしていただ方がいいのではないかと。平成二十一年の予算を組むに当たって、そういう事態になって、お金がないという話になるわけにはいきませんから、ぜひ大臣、こういう事態ですから、昨年の十二月三十一日現在でも結構ですから、各学校法人がどういった損失をお抱えなのか、お調べいただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○河村政府参考人 委員からお話がありましたように、本年度の資産運用の状況も含めた財務状況は、いまだ決算が行われていないという状況ですので、承知をしていないわけでございます。決算が済みますと、これは、私学振興助成法の規定によりまして、補助対象学校法人が、会計年度終了後その財務に関する書類を作成して、会計年度の翌年度の六月末までには届け出をいただくということになっているわけでございます。

ただし、私ども、毎年度五十程度の所轄の学校法人を対象に実際に調査指導を行う、学校法人運営調査の仕組みを持っておりまして、また、私どもや私立学校振興・共済事業団の担当部署が実施する相談を通じまして動向の把握というものには努めているところでございます。その中で、これまでに資産運用に関して学校法人から自主的に御報告を受けた事例として、学校法人駒沢大学ですとか学校法人南山学園、学校法人愛知大学などの事例がございます。

資産運用ということ自体は、基本的には各法人の責任において行われるものでございますので、まず、個々の学校法人がみずからの責任でみずから点検してもらうことが最も重要と考えておりまして、一月に通知も出しまして、しっかり資産運用の再点検や所要の規定整備などの措置を求めたところでございます。

私ども文部科学省としては、今年度決算終了後に、できるだけ早い機会に概況をつかめるようなことができないかということは検討したいと存じております。

○岡本(充)分科員 それだと三月三十一日を越えてしまう。この予算はもう月内にも上げたいと内閣としてお考えだというふうに私は報道等で聞いておりますから。

であれば、やはりどのくらい損失があるのかないのか。こんな百億円を超えるような損失をどの大学も次々出してきて、学業継続ができないという話になったらこれは一大事なんですから。幾つかでもいい、今のお話で五十ぐらい調べるだけでもいいですけども、ぜひ、実態を少し、これは全部自主的に聞いた話ですから、文科省としても、大臣、ちょっと一回検討してもらえませんか。

○塩谷国務大臣 かなり厳しい実態があるという話もあるようですが、いずれにしても、実態調査を進める中で、予算と関連するかどうかはこれまた、そういうことを踏まえてどこまで予算として計上できるかというのは、なかなかこれは難しい話だと思うんですけど、現実には。

ですから、調査はしっかり進めて、それに基づいてできる対応をしてみたいと思います。

○岡本(充)分科員 ぜひ早急に調査をして御報告をいただきたいと思うんですが、じゃ、イエスかノーか、早くお答え、早急に調べるという方向でお願いはできるんですか。

○塩谷国務大臣 各大学の財務状況がありますので、どこまで調べられるかわかりませんが、できる範囲でやってみたい。

○岡本(充)分科員 それでは、先ほどの答弁をお願いしたいと思います。

○徳永政府参考人 手元に詳細なデータがございません。今、簡単に手計算で積み上げただけでございますが、例えば翼状針につきましては、原則医師というものが二十五診療科のうち四診療科、原則看護師というものが二十五診療科のうち十二と、ちょっと数が、若干合わなくなっております。そういったことを詳しくきちんと調べまして、また後ほど先生の方に御報告申し上げたいと思います。

○岡本(充)分科員 学長の意向がそうでないにしても、そう受け取られるような実態があるのではやはりまずいということを私は指摘しておいて、最後に一点。

大臣、大学病院の今置かれている苦境もぜひお知りをお願いしたいというか、もちろんお知りいただいているんだろうと思いますけれども、医業収益と医業支出のバランスがある程度とれている中でも、債務償還でかなり大きな足かせをはめられて、各国立大学病院が苦心をされてみえます。そういう意味で、苦戦苦闘中のそれぞれの大学病院の実態、特に建設コストがかなり高かったんじゃないかという思いも私は持ちながら、それぞれ、もちろんいい病院をつくられたということではありますけれども、今後、その建設にかかわったコストを含め、それから債務の状況を含め調べていきたいと思います。

ぜひ、文科省としても、まだちょっと資料がきょうの段階でできなかったということで、きょうは質問にのせませんでしたけれども、私は調査を進めたいと思いますので、御協力いただけるかどうか、大臣としてもお返事をいただきたいと思います。

○田野瀬主査 簡潔に。  
塩谷大臣。

○塩谷国務大臣 その件については、今後、私どもとしてもしっかり対応していかなきゃならぬと思っておりますので、いずれにしても、債務の問題と、あと、運営費交付金とかいろいろなもので対応する中でどう支援できるかということも私ども必要だと思っておりますので、調査についてはまた具体的な要請をしていただければと思います。

○岡本(充)分科員 ありがとうございました。

○田野瀬主査 これにて岡本充功君の質疑は終了いたしました。